

①

史料A 刃傷事件前後の吉良上野介

吉良少将殿の談 附梶川殿御加増

吉良上野殿は高家の棟梁として、殊に古老也。

位は四位少将に叙し、公家への傳奏を相勤、多年

勤勞の処に、今度殿中において、かゝる仕合成けれども

明る三月十五日は、例の通り式日の御禮日也。大御目付仙石

伯耆守殿を以、諸大名・諸旗本中まで仰出されけるは、

浅野内匠頭、昨夕田村右京大夫宅にて御仕置仰付られ候。

又、吉良上野介は御式法を相守り、手向不仕、穩便に仕候に付、

御構無之旨仰出され候よし演説也。其後に吉良殿へ

仙石殿を以て疵療治仕り、快氣次第無相違御役義

可相勤旨仰渡さる。行末はとも角も、當分は安堵なりとて

悦びけり。吉良の家は清和天皇より廿七代足利

左兵衛尉長氏と云、其子吉良三郎満氏、三州幡豆郡

西尾の城に居住し、吉良・今川・荒川とて、天下に其名

をあらはし、夫より代々家督相續し、吉良若狭守義氏

の嫡子として、母は酒井紀伊守忠吉の女也。寛永十八年

九月、江戸において生れ、承応二年三月五日、始て御目見を

②

遂、父若州の跡をつぎ、明暦三年十二月廿七日、從四位の下

侍從を兼し上野介となり、延宝八年九月、綱吉公

將軍宣下の御名代として上京有。然して參

内、廿九日左兵衛権少将となり、夫より高家の古老

棟梁として勤仕の所に似合ぬ佞奸にして、賄賂を

貪り、此ごとく疵を蒙りけれども、天運暫時有て

安座せらるゝ。

(中略)

然るに、畢竟旗本の附合も後めたくや有けん、上杉殿よ

御願に依て、三月廿六日上野介殿御役義御免、程なく

隠居仰付られ、子息左兵衛佐殿へ跡式無相違、四千貳百石

被仰付の旨、菊の間に於て御老中列座、秋元但馬守殿

申渡さる。夫より前に、呉服橋の屋敷を召上られ、本庄

松平登之助殿明屋敷を下されけり。扱遥程へて、上野介殿

屋敷をば米倉長門守に下し置く。扱三月廿六日、佐兵衛佐

登城有、黒書院に於て家督御礼相濟、金馬代也。

(中略)

③

史料B 上野介奥方の諫言

吉良少将殿奥方金言 附上杉家老諫言

上杉弾正大弼殿は上野介殿御実子也。播磨守殿と申して

米沢三拾万石の城主早世有之、嫡子無之に依て、姉尊

吉良上野介殿嫡子を播磨守殿養子に致し、家督被

仰付、是を弾正大弼と申す。然しながら末期の養子

たるによつて、三十万石なりしを福嶋領の十五万石は

召上られ、半知十五万石にて相續なり。其後紀伊大納言殿

御婿に仰付られけり。上杉の二男左兵衛殿をば、又上野介殿の

養子に立られける。実は孫也。民部大輔殿の舍弟也。依之紀

州家も御縁深く、種々の評判有之。右の訳ゆへ吉良家

は首尾克、一先利を得られけれども、期しては如何と危めり。

上野介殿奥方は上杉播磨守殿の姉御也しが、殊の外發明

叡智の生質なりけるが、上野介殿を諫て曰「今度浅野家

滅亡なれば、五万石の家中の歎き如何計りとか思召、君

御老人のなされ方にて候。彼衆の歎き恨み、御身の上に報ひ候べし。

然らば家名をけがし給はん。御子孫の為にて候へば、早々御切腹

有べし。我とても同じ劔の上に伏して御供申べし。とかく御家の

④

ためなれば、早、とくく御切腹あれかし」と進め申されぬ。その上

にて申されけるは、「浅野家の家来共、主の讐と思ひて、未々

凶事とも成はん」と理を尽し諫めらる。誠に女義として廉恥を明らめ、義を知り給ふ。又難有女中也。然れ共、少将殿は空吹風と聞なし、表向の事、女杯の知事にあらずとて、更に承引なし。奥方かさねて、「とかく御家の為、さしも源家に疵を付、汚名を流し給はんより、早々お腹めされ候へかし。残りともまる我にてもなし。我は上杉の女也、殊に数代武勇の家にて、當代に至るまで家に不覚の名を取らず、此度の始末、みな侍道にかけ背き給ふ。上杉家、又君の御家と重祿也。かたぐい以て面目なし。とかく御腹めさるべし」と■■ぞ申されける。吉良殿更に承引の気色なし。奥方もとかく心濟ずして干々に心をぞ砕かれける。然る所、上杉の国家老

⑤ 史料C 吉良邸討入

一番届 付吉良左兵衛殿、井上杉殿の事

吉良殿門前の町家住居の道心は、町奉行松前伊豆守殿番所へ行て訴へけるは、何者か吉良上野介殿御屋鋪へ夜討に入、引取候て其跡にて、門前より伺ひ候得ば、女の泣聲計聞へ、私は近所町屋計住居候故、訴申上候なり。依て与力式人急に参り、尤馬上なり。見分して馳帰り申上る。裏表の門外より階子を三挺、内より二挺懸有之。扉貫の木打放し申候かけや両所に有之。内の様子伺候処に、人の出入もなく、女の泣聲のみかすかに聞へ候よしを申。此段早速伊豆守殿登城有りて言上也。扱又夜討のものども吉良殿屋鋪を引取て後、吉良家の侍ども長屋の内より外をのぞき見るに、吉人も敵なく、もはや出んと思ふけれ共、先口(刻カ)の臆病氣身に入て、戸の脇、又は

窓の内より窺ひて出得ず、縁の下出

⑥ しを見、長屋のものども、鰐の口を遁れたる心地して立出、互にぼうせんとしてあきれ居たる計りなり。良ありて、「左

兵衛様は如何」とゆふ。「恙がなし」といふ。「何方に」と云へば、「夫は慥にしらねども、先に

夜討のものども、左兵衛様にも今二度御首に對面あれと呼はりしをうけたまはる」と云。しからば御在所を尋んと云所に

額疵を蒙り、其血流れて臄をなし血まふれになつて、書院の植込の影げより出られ、主従何の答へもなく果然として

有けるが、家老左右田孫兵衛・斎藤宮内・松原多仲などと云もの集り評議して、先此段を弾正様、又月番の御老中へ早々届られ然るべしと相談し、実子上杉

弾正大弼殿、井御老中稲葉丹後守殿へ粕屋平馬を使者とす。丹後守殿へ参りて口上にいわく、昨夜八時過、浅野内匠頭家来

⑦ の浪人ども、私方へ押入、同性上野介様を殺害致し候。宿番の家来十四五人討れ、手負のもの数多御座候。狼藉もの共の内、深手

負候ものも有之候得ども、引纏ひ立退候故、死骸は残り有不申候。急度に御座候故、口上にて申上候とや。丹後守殿取次のもの申けるは

此義土屋相模守殿へ届、然るべきよしを申、平馬は則相模守殿へ参り、右の段口上

申達す処に、取次の土尋けるは、「昨夜不

慮の危難、武備ヶよふ成儀、常の事也と云へども、又常躰に狼藉千萬はあらず、其元にも手に合御立合あらん」と問けるに、平馬答へて申けるは、「いや昨夜は手に合不申、残念也」と云。玄関に有合士ども、平馬が帰る後姿を見て、批判しけるは、「吉良上野介殿の屋鋪は三拾間四方に過べからず、然らば何方に伏したり共、是程の大事に、いかでか起合せる也。天晴珍らしき夜の非番也」と笑ひ

⑧ ける。扱又上杉殿へ明け方しらせ有ければ、弾正殿は病氣にて居られしが、鎧をもつて子息民部殿と一所に供をもつれず、馬に乗て欠出んとしたまひしが、彼家には謙信以来の武功の家老本庄近江、色部又四郎杯と云者共、いさみて躍りて出んとせし故、家老ども門を打て出さずしていわく、「御實父殿の事なれば、思召の程余義なくと申せども、當時上杉家を相續し給へば、申せば他家の事也。他家の事に付て、上杉家の滅亡を招くべき事心得がたく、家中の士は吉人も御供罷成らず」と、家士どもを押へだて出ざるゆへ、弾正殿是非なく止りける。惣じて少将殿をば、上杉家の家中にて大に憎み居たるよし。夫ゆへは吉良殿、常々おごり人にて、弾正殿は実子の事なれば上杉家の家臣従士を自分の家来

⑨ のごとく、何しらぬ屋鋪へ参らるゝにも

玄関前迄駕籠の乗りこまれけるよしなり。よつて家老ども憎て弾正殿こそ

實子也。然ども上杉家相續の上は、他家と唱ふべし。家中も他家の臣也。然るに不礼成仕方と其段を断りけり。よつて其外は門外にて下りられける也。ヶ様成事ども家中一同にうらみけるよしなり。扱上杉殿も是非なく、家老春田与左衛門・用人小田切惣左衛門・側用人野本忠左衛門・留守居片桐六郎左衛門・並澤平左衛門、右五人に足輕雑兵六七十人召連、左兵衛殿へ早々見舞にやられけるに、事済たる所へ参りければ、詮方なく帰りしかば、又々家中を取あつめ、扱出さられしは、「兎角実父の敵なれば泉岳寺へ押寄て、内匠頭家来共を討留べし」との申なり。然るに紀州公の御使者として、水野土佐守殿仰られけるは、「紀州殿仰、此度上野介不慮の儀に付、定て内匠頭

⑩ 家来共へ向て、自身討るべき杯の義有べし。併將軍家御膝元と申、上杉家討て出るからは、浅野家も大名といひ、殊更松平安藝守は本家也、すでに御曲輪の勝負にも及びなば、諸大名其縁につれて大騒動に及ぶべしと申て（之カ）、彼等は浅野家来なり、陪臣の儀にて事莫太に及て、此節天下の騒動、不忠是に過ず候間、かならず出馬杯の儀無用たるべし」との御使者なり。家老ども又々諫るに曰く、「殿は吉良殿の養君也、此家は

上杉の家也、他家の為に上杉の家を亡す事は叶ひがたく、御出馬は叶ひ不申、是非御出馬と思召候はゞ、唯御一人吉良殿御出被成御存分可被成候。私共は吾人も御供は相成不申、申ければ力に及ばず、弾正殿父子も止り給ひけるとかや。

⑪ 史料D 上野介首級一件

上野介首級を臺前に供える

於泉岳寺首級を備 井口上祭又の事

義士どもは泉岳寺へ岡嶋八十右衛門を以て案内をするに、和尚は當惑に及びて、更に下知の着到なし。此節細川の浪人に米澤太仲と云もの、泉岳寺に由緒有て居たり。尤寺内にかゝり居けるが和尚に向て申上るは、何の御思案あるべきぞ、先々内へ御入可被成と申ければ内より門をひらき申時に、直に冷光院殿墓所へ参り、四十六人手水を遣ひ、小手桶にも水を入れて首を洗ひぬぐひ清めて、綾織の吉良殿の小袖を持参して、其上に首を差置、墓所へ備へ、四拾六人一同に平伏して、内蔵助懐中より書付書通取出して讀上候。其文にいわく

元禄十五年午十二月十五日、大石内蔵助を始、足輕寺坂吉右衛門、同定右衛門に至迄都合四拾六人、謹て奉告、亡君の

尊靈へ 去年三月十四日、吉良上野介殿

⑫

と刃傷に被及候儀、家来共其子細は不奉存候。然る処、尊君は御切腹なされ上野介殿御存生、御公裁の上、我等共

(中略)

引におよび候処、不計も時節到来、夜中冥加にかなひ、彼上野介殿

御宅へ推参仕、御首級頂戴、是迄御供仕候処、

この合口は尊君御在世の昔、御秘蔵の

由にて、我等へ被下置候得とも、只今返上

仕候。冥土より尊靈於有之は、則今

御手を懸られ、御鬱憤を御はらし給へ。

よって右の趣、四十八人のものども謹て

言上仕る、畢。

右の趣高々に讀終りたり。皆々平伏

して居たり。又寺より香、并香炉を借り

寄せ、大石申けるには、「君御在世の時は、役儀に

皆品は有之候へども、此身になりては、一同に

浪人、無差別、然ども焼香の初は、先づ

間十次郎、二香には武林唯七なるべし。

其訳はいづれも肺肝を碎き、甲乙は

⑬

なけれども、上野介殿一番に槍を付しは

間氏、二番には武林唯七、時に取手の

高名なれば、間氏より焼香を初られ

よ」といふ。十次郎堅く辞といへども、詞なく

焼香をはじめ、二香に武林、夫より大石

父子も段々に焼香す。拜禮おわりて

内蔵助九寸五分を石塔に立かけ置けるを

取上て申けるは、「唯今亡主御鬱憤を

散じ給ふ御劔なり、今社おもひしられよ」と

少将殿御首に三度あて、拜禮をぞなし

たのける。又今朝、間瀬源九郎をもつて浅野土佐守殿へ申入、随光院殿より戸田といふ彼局を泉岳寺へ被差越候。則四つ時前に参りて、内藏助各々方へ對面して上野介殿御首を見届、又早乗物にて立歸り、御後室も嘸々御満足なるべしと、各々申合ける。扱首を手向ければ、いづれも寺院へ請じ、和尚差圖にて大石父子は方丈へ請じ、余人は間を隔て、各を粥を

⑭

出して振廻に、且又和尚申けるは、「當寺は禁酒の事に候得ども、各々の為、酒を出し候」とて、盃を出されける。其後飯臺を出し

心静に食事を認め、惣人数休息の

後、扱内藏助は足輕の寺坂吉右衛門、同定右衛門を呼出して申けるは、「其方ども、是よりの

京・大坂・伏見・奈良・赤穂等の所々へ立越し、四拾六人のものどもの諸親類、妻子どもへ、右の趣申達して相知らせ申べし」とて一々申含めて、路金三拾兩を渡し、

「是より直に定右衛門は京方へ参るべし、吉右衛門は廣嶋へ参るべし」と申渡ける。扱大石

主税は寺僧を招きて申けるは、「各々の所持の髪利砥を御貸し候へ」とて所望

し、いづれも客殿に並居、大小のねたばを合せ、上野殿よりの討手有べしと申合

ける。扱上野助殿首をば和尚へ持行、「此首高家御歴々の首にて候得ば、非礼に致べからず、御出家の儀宜鋪頼存候」と申

⑮

せば、和尚も「心得候」とて佛壇に差置、此時いづれも申けるは、「此世の礼義は我等共には相濟みたり。最早門戸を御ひらき候へ、

上杉殿にも、上野介殿御家来残りしも

唯今迄、我々存入たるごとく嘸御無念に

有べし。定て討手に向ひ給ふべし。若弾正殿

御出馬にて候はゞ、無刀になりて首差延へ

討るべし。御寺内にて騒動狼藉は仕る

まじ」と申ければ、和尚の返答「御尤に候、我等も

御支配へ注進して御差圖を請可申問

御待居られ、寮に成とも入給へて休息し

給へ」とて、和尚は寺を明られず、同宗の儀

なれば、品川東禅寺をたのみ、早駕籠にて

寺社御奉行鳥居播磨守殿へ注進す。

又大石は和尚へ向ひて、「吉良殿の御首は若

御一家方御所望ならば、兎も角も御年頃

可被成」と申ける。和尚尤に存られ、吉良家の

御菩提所牛込播松院へ申遣し、御願ひ

あるべきとぞ達しける。

⑯

史料E 上野介首級の返還

源少将殿首級を贈る事

扱も泉岳寺は寺社御奉行鳥居

播磨守殿へ参上し、「吉良上野介殿首

當寺に預り置候。如何可仕哉」との伺ひ也。

播磨守殿申さるゝは、「追付登城、於

殿中相伺ひ差圖可申候間、先其

分に差置可申」旨也。是によつて彼

首を佛前に差置、急度番を付置

たりの。然る処に吉良殿の菩提所牛込播松院、願によつて上野介殿首申請度旨、寺社奉行鳥居播磨守殿へ

相願ひ申す。此段播磨守殿承り届け候て御老中方御差圖によつて其段苦し

からず候由仰渡さる。よつて泉岳寺へ

も播松院願ひによつて、同寺へ相渡すべき

むね御差圖有し所に、又御老中方より

同姓左兵衛願ひによつて、左兵衛方へ下さるゝよし、

右のもの方へ差遣すべき旨申付らるゝ。

又其段を寺社御奉行より泉岳寺へ

①7

仰渡されけるは、骸は屋鋪に有之処に

首なくして弔ひ成難く候に付、如是也。

然れば播松院へ首参る筈也。泉岳寺の

僧に石柳・石吞と云へる両僧を使僧と

して少将殿首をば乗物に乗せ、左兵衛

殿方へぞ送りける。さしも威をふるひし

高家の歴々なりけれども、かくのごとき首

は痛はしき有様也。左兵衛殿家来立出、

挨拶致し首を受取る。両僧申けるは

「念の為に候間、受取を遣はされ候へ」と申て

一札を取にけり。

請取申證文の事

一 紙包・首桶 以上二つ 私に曰、紙包は  
鼻紙袋守本尊也

右の通慥受取申候、為後日仍如件

吉良左兵衛内

元禄十五年十二月十五日 左右田弥兵衛

齋藤 宮内

泉岳寺使僧

石柳 長老  
石吞 長老

①8

右のごとく相認遣しける。泉岳寺に

此證文、今に有之。如是なりければ、其夜は

いか成好事のものがしたりけん、左兵衛殿の

屋鋪の門の扉に、狂哥を張る。

少将の 首を小桶に 打入れて

寺より里へ おくるはつもの

又

吉良ふなよ 首納豆の 歳暮哉

既に少将殿首を死骸につきて、葬禮を

営む。又左兵衛殿、夜討の節、働き申されたる

むねにて、疵を蒙りしと申されけるに、

義士等は左兵衛殿には終に出會ずと申、

物語せしゆへ、十七日疵見分として、御吟味

の衆中は駒木根長三郎殿御越あり。御徒

目付松永小八郎立合、御見分ある。分明

ならぬ疵のよし、もっぱら沙汰に及ぶ。上野介

どの菩提所牛込播松院葬る。改名は則

元禄十五年壬午十二月十五日

靈性寺殿寶山相光大居士 吉良氏

俗名 従四位下右近衛少将上野介源義英

右の通り本堂脇右の方に有之。

①9

史料F 吉良家来の金子持ち逃げ事件

吉良家の土不義の事

爰に吉良少将殿知行所より来りし

為替金三百兩余、十二月十五日兩替所の

何某方より相渡す筈にて、十四日の昼、

證文を遣はし、明日此證文御持参

可被成候、此金子急度相渡し申へく

候と約諾極めし所に、十五日朝、上野介殿

家来何某と云もの来り申けるは、「内々の

為替金證文持参したり、受取申へ

し」と云。彼両替屋、先達て夜討の

沙汰をちらと聞しゆへ、あやししく思ひ

申けるは、「昨夜御屋鋪に何やらん騒がしき

義御座候やうに承り及び候。如何様致し

候哉」と尋けるに、侍は少も驚かざる躰

にて申けるは、「去れば夜前、傍輩共の内、

乱心したるもの有之、一三人切殺し、立退

たる故、それを尋るとて、大きにさはぎ、夜中

寝ず、我等も殊の外骨折たり。各も兼

て知らるゝとふり、此方屋鋪は少々様子

有ゆへ、外にて大きに沙汰致すべし。中々

少しの事なれども、脇々にて色々

沙汰致べし。」仲々色にも出さず、左あらぬ

躰にて申けるゆへ、亭主も虚説有世

の中なれば、扱は夜討は偽りと思ひて、彼

金子三百兩余相渡しければ、是を持って

直に逐電せしと聞て、浅間敷事

どもなり。

## 史料G 吉良左兵衛の処罰

### 吉良左兵衛殿御預の事

二月四日、吉良左兵衛殿十九歳也。御評定

所へ召出され、同道は荒川丹後守殿

是は従弟  
是は上杉  
殿肝煎也  
なり  
御先手猪子左太夫殿 右兩人

同道にて召出さる。相詰るゝ方々には

大目付仙石伯耆守殿・町奉行保田

越前守殿・丹羽遠江守殿、其外御勘定

頭等、并に平御目付長田喜右衛門殿、御徒目

付には片岡兵右衛門・内藤清兵衛・堀田勘左衛門・

荒木権六等なり。みなく列座にて

仰渡され候趣は

浅野内匠頭家来共、上野介を討

取候節、其方仕方不届至極に被為

思召。依て領地被召放、諏方(訪)安藝守

御預け被仰付者也

右の通仰渡さるゝ。評定所より直に

乗物に網をかけ、諏訪安藝守殿家老

古郡主殿・用人巨理数馬・留守居監物

新八、大勢召連、本所諏訪安藝守殿

屋鋪へ引取り。安藝守殿より御老中迄

窺はれけるは、「左兵衛義手疵、栗崎道有

相頼申候て療治致させ候所、いまだ疵も

癒兼申候。右に付、道有を本所まで

同道致し、養生仕らせ可申哉」のむね

伺れける所に、小笠原佐渡守殿仰られ

けるは、「其儀には及び不申候、手醫師

差添申さるべし。是にて事済申す」

②② との義也。安藝守殿、「左候は、左兵衛

家来一兩人相添、在所迄遣し度」

との窺ひ也。御老中より仰られけるは

「此段曾て御取上無之候。惣じて

左兵衛義、御預の節、仰渡され候とふり

左兵衛、武士道相違のものなり。安藝守  
憐愍の心なく、冬は木綿布子、夏は  
布帷子、朝夕に一汁一菜の外は無  
益」との仰出され也。安藝守殿詮方  
なく、是によつて左兵衛殿の浪人に  
吉田新八・左右田孫九郎兩人は先年、  
上野介殿存生の内に様子有之、浪人  
したるものにて、由緒有家来共なれば、  
右兩人を召抱へ、左兵衛殿に差添、在所  
信州諏訪高嶋へぞ送りける。もつとも  
安藝守殿、情ある仕方なりと申あへり。  
又、道中左兵衛殿乗物には青網をかけ、  
て、さも淺ましき形体、痛はしかり  
ける次第也とて、涙を流しけると也。

②③ 史料H 吉良左兵衛関所手形

吉良左兵衛事、我等方へ  
御預付て、信州高嶋へ差遣候  
并家来三人、以上三人、御関所  
無相違可致相通之候。為後日  
仍如件

元禄十六年癸未年二月十一日

諏訪安藝守 印

小佛御関所

人改衆中

史料I 吉良屋敷のその後

儲又、吉良殿屋敷は松平日向守殿へ御預けにて、家来  
中番を致しける処に、四月三日、御拂入札に仰付られ、  
町人の手に渡り、代金七拾両に落て取くずし、昔の

野原と成にける。今上野屋敷と呼ぶ。

②④ 史料J 吉良家臣の処罰

左兵衛殿家来の事

左兵衛殿家来の内、齊藤宮内・左右田  
孫兵衛・岩瀬舎人、此ものども、譜代の家老  
成しが、此節様子悪く、三人ともに  
斬罪に仰付られけり。叔又、松原多仲  
は夜討の砌、自分部屋口にて直に矢  
疵を蒙り、又槍にて突れ、深手の由、  
并多仲家来吉人突殺されたり。  
家中またものには、多仲草り取吉人  
のよし、多仲は申分立て、跡々勘定  
等の義迄仰付られ、其後御構なく  
御暇下さる。よつて医者と成、前田正庵  
と改め、亀戸の先、砂村新田といふ所にて  
屋舗を求め置たるにつき、其所へ  
ぞ引込けり。其外士分十五人御追放、  
手負たる家来の分十吉人、三ヶ津  
御構也。足利十九代の末流吉良家、  
此時断絶なり。痛ましともいわんかた  
なしとや。